·般質問と答弁

		後も引き続き啓発運動や適	
農業ハウスの調	じスの 調称 は 原則 申告で に	こている。 正飼養への指導も必要と考	評移
答弁=税法を基本に	答弁=税法を基本に公平公正に努める		井 上
		捨て猫をなくする	, 移,
	地方税法を基本に公平公正	「猫の届け出制度」を提案	F 戦 面略
	で適正な課税に努めていく。	井上(正)議員	ナ 評 価
		北の震	目に
	ペットも人も	171	は
	楽しい散歩の町を		
	「フン」書の対策を	いた。このことから、災害	池田
		時の保護対策や自主防災組	移
Ī	井上(正)議員	織との連携も取り入れる必	取り
	ペットのフン害をなくす	要がある。捨て猫のなくな	され
農業ノウラの語移基準と	ための看板が町内全域に見	. Ł.	契約
取り組みの公表を	かけられる。また、ペット	と考えることから「猫の届	9 軒
	のフンを空き地や河川に投	け出制度」の設置と保護対	帯、
農業ハウスにも固定資産	棄している苦情もある。	策のマニュアルの作成が必	毎
税の導入が増えている。	地元では散歩中のペット	要では。	者数
一般的に、市町村は所有	に声かけを推奨し、ペット		果検
者の納税申告の取り扱いで	も人も楽しい散歩の実現を	西村環境課長	
課税しているが、町内の農	目指しフン害看板ゼロを目	猫の届け出制度設置は、	2
業・農家を守るためにも、	指している例もある。	飼育猫かの確認が困難なこ	ブレ
税法の運用には慎重に取り	町としての取り組みを一	ともあり、現時点では飼い	給付
組むべきである。	考すべきでは。	主に自衛の観点からも動物	
		の適正飼養の啓発に努めた	井 上
別役町民課長	西村環境課長	い。また、県でもペットの	平
農業ハウスに限らず、償	犬や猫のフン害について	災害時対策として、国のガ	付き
却資産の課税対象は、原則	は、立て看板や啓発パンフ	イドラインに沿って避難動	定だ
として申告を受けたものを	レットの作成を行い注意喚	物などに関する相談窓口の	れる
課税対象としている。	起に努めている。	設置などの対応を検討して	給
償却資産税の取り扱いは	フン害対策としては、今	いる。	

できないのか できないのか	きないのよう ている。	地田町長 移住・定住施策として う軒。平成733軒、交渉中は でれた空き家は2として登録 のなど教住相談者数や移住 している。 をなど教育目票を立てあ	并上(正)議員 移住促進事業の国の総合 評価指標)の検証が義務付 けられている。その実績と りられている。その実績と	評価指標の検証は
------------------	-------------	---	---	----------

策を検討する。市街地へ誘客するような施	あ 機 。	こ館の改修で観光交流施設の取り組みとして、にこに高知西バイパス開通後へ池田町長	井上(正)議員 ると、町の対策は。 で込む施策や地産地消、地 るためにも、人を町内に呼 るためにも、人を町内に呼 るためにも、人を町内に呼 るためにも力を入れるべき	経済力低下を防げ	森田産業経済 でおり、町独自に形を示し でおり、町独自に形を示し ることができない。 町として、個人情報の取 り組んでいく。
---------------------	-------	---	--	----------	---